

○事務局長 定刻前ですけれども、皆様おそろいになっておりますので、ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定によりまして、過半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより令和3年度第2回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、会議規則第4条により会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは座らせていただいて、議事を進行させていただきます。それでは早速議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の総会の議事録署名委員に、2番委員、10番委員を指名いたします。よろしくお願ひします。日程第2、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局。それでは、1ページになります。日程第2、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので許可、不許可についての意見を決定するものとなっております。令和3年5月12日提出、多良木町農業委員会会長です。今回は1件出てまいります。

(1件の申請について説明)

○議長 はい、続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○6番委員 それでは事前調査をいたしましたので、ご報告いたします。議案第4号の農地法第

3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、昨日11日に6番私、7番委員、13番委員と役場より局長で調査をいたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっておりまして、対価としまして〇万円の10アール当たり〇万円による所有権移転となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局の説明並びに事前調査報告がございましたが、本件に対しまして何かご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。  
続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい。それでは3ページになります。日程第3、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可、不許可についての副申意見を決定するものとする。令和3年5月12日提出となっております。

(2件の申請について説明)

○議長 はい、それでは事前調査報告をお願いいたします。

○7番委員 議案第5号の農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、5月11日に6番委員、7番私、13番委員と事務局長で調査をいたし

ました。まず、番号 1 です。申請された農地の区分は、農振農用地区域外の農地で第 2 種農地となりますので、立地基準を満たしていると考えます。また一般基準においても農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件に該当しないと思いますので、一般基準を満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われます。対価は畑の方が〇万円、田んぼの方が 405 平米で〇万円ということです。次に番号 2 です。申請された農地の区分は農振農用地区域外農地で第 2 種農地となりますので、立地基準を満たしていると考えます。また一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件には該当しないと思いますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われます。一筆当たり〇万円、10 アール当たり約〇万円ということです。以上です。

○議長　はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします本件についてご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長　はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、議案第 6 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、私と 4 番委員、10 番委員、14 番委員、12 番委員、9 番委員は退席をお願いいたします。その間の議事進行を 2 番職務代行にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○2 番職務代理者　それでは早速ですけれども、議長が退席されましたので、対応させていただきます。日程第 4、議案第 6 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について説

明をお願いいたします。はい、事務局。

○係長 はい、事務局。日程第4、議案第6号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和3年第5回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、4月30日付けで多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、先ほど退席されました議事参与者分の方の説明を致します。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○2番職務代理者 はい、ありがとうございました。ただいま説明されました議案に対するご意見のある方はお願いいたします。何もないですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○2番職務代理者 はい。ないようですので、退席された方の入室をお願いいたします。これで退席させていただきます。

○議長 はい、2番委員には代行お世話になりました。残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。はい、事務局。

○係長 はい、それでは、残りの分につきましては、別冊の集積計画の総括表にてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はござい

ませんか。はい、ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、議案第7号非農地証明願いに対する判断についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい。それでは7ページでございます。日程第5、議案第7号、非農地証明願いに対する判断について、下記内容のとおり非農地証明願いがあったので、農地法第二条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を行うものでございます。まず番号1です。所有者、土地の所在等は記載のとおりです。希望の理由など、周囲の状況から見て農地として復元しても継続して利用することが困難ということでございます。こちらは令和元年度に、非農地判断の対象地となっておりましたけれども、本人からの承諾がなかったため、そのまま農地としていたものでございます。こちらについては、農振除外地で交付金等の対象農地でもなく、基盤整備事業実施地区ではございません。以上説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長 はい、続きまして事前調査報告をお願いいたします。

○6番委員 6番です。事前調査の報告をいたします。5月11日火曜日に、6番、7番委員、13番委員、事務局より局長の4名で、事前調査を行いました。番号1番につきましては、イバラ等が生い茂り、長期間にわたり耕作されておらず、人力または農業用機械での耕起、整地が困難でもあります。なお、今回の農地は令和元年度に、非農地判断が行われましたが、所有者からの承諾がなかったため、非農地化されていませんでした。また周りは平成30年度に非農地判断が行われた折に、非農地化されているような状況です。よって、熊本

県が定める、非農地証明事務処理要領の非農地証明の基準のイその土地が森林の様相を呈している。以外の場合であって、その土地の周辺の状況から見て、継続して利用することができないと見込まれる場合に該当すると思われますので、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地として判断できると考えます。以上、事前調査の報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査報告がございましたが、本件について何かご質問ございませんか。はい、5番委員。

○5番委員 令和元年度において所有者が何か承諾しなかったというのは理由わかりますか。

○係長 事務局。一応、毎回、農地パトロール後ですね、非農地判断行っているところには通知を出しまして、ご本人さんからの了解っていうものが得られたときに、非農地化ということをさせていただいてたんですけども、こちらの方にもその通知を送ったんですけども、期限までに特に回答も何もなく、そういう状況になっていたところでございます。ちょっと5番委員さんから今ありましたのでちょっとつけ加えさせていただきますと、実はちょっと先日、県と国の方からですね、非農地判断に対する、考え方が示されまして、今、先ほど言いましたとおり、多良木町につきましては例年慣例ですね、非農地判断をしたところにはそういう通知を送って、本人さんからの承認があれば、非農地化することをさせていただいたんですけども、先日、国から通知が来たものにつきましては、そういうった本人からの承認がなくても、もう農業委員会の権限として、もう勝手に地目変更をやって良い見解がなされておりますので、今後は、そういういたしますという形で、この通知を出していこうかなということで考えておりますので、またその際はご審議をさせてお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたら、お諮りいたします。本件についてご

異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 はい、異議なしと認め本件は決定いたしました。続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい、事務局。

○係長 それでは9ページ目をお開きください。日程第6、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和3年3月26日から令和3年4月26日までの分となっております。こちらにつきましては、今後の農地の移動状況についてだけご説明させていただきます。

(内容説明)

以上報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。はい、9番委員。

○9番委員 はい。例えば〇〇〇〇さんですかね、合意解約が3年3月31日、相手はまだ見つからんちゅうことは、今年はそこは耕作しない、誰も耕作しないということですよね。今からちょっと急に見つかればですが、それと私が今村で買手を見つけてくれたんだですが、それが私が前の会議の時、一応提案というか誰か買う人が居たらと言っていたんですが、誰もまだ見つけてもらえない。18番委員が2件位当たってくれ対応してもらいました。私もある人に言うたけど、とてももう今から買ってつくった方がよいっちゅうことで、その田んぼもやっぱことしは買う者がいない。そうなればもう借りる人を探さないといけない。もう時期が時期なんで、なかなか探すのもそういうことが問題で、今、例えば今年はもう誰ももうつくらないということで、事務局としては、いいんでしょうか。放棄地じや

ないですね、やっぱり1年間作付けしなければ、田も荒れたりするし。

○係長 はい、すいません。先ほど4番の〇〇〇〇さんなんですけれども、ちょっとまだちょっと定かではないんですけども、この〇〇〇〇さんが作られなくなったのは、ちょっと結構前からだそうで、そのあと何か別の方が借りてつくられてるって、いわゆるやみ小作というような話もちょっと聞いておりまして、まだちょっとそのあたりが、実際の確認がまだとれてないところなんですけども、今ちょっとそういったような状況ということで、ちょっと情報が入ってきておりますので、ちょっと調査中でございます。

○18番委員 今、9番委員さんの質問の件ですけど、まず〇〇〇〇さんのとこですけども、ここは確かに何もここ何年か何も作らずにあったんですが、最近ですけど、溝の整備とか、幸野溝関係の方で溝の整備して圃場の方も耕起してあるんですよね。私も5月以降、だれかつくるのかっていうのはまだ確認はしないんですけど、もう状態としては水田で一周するような形の状態に復元中かなということで、思っておりますんではっきり聞いてまたみようかなと思いますけども、まだだれがつくるとかその辺のことについては、私も確認しておりません。2件ほどやっぱし当たってみましたけども残念ながら、ちょっと買い入れはということで2件ほど断られて、そういう状況です現在のところ、以上です。

○議長 9番委員さんのご意見に対し引き続きですね、皆さん方でどなたか買手あるいは、売買をということでしたら買い手の方ですね、引き続き探していただきたいと思います。またその間の管理に対しては、本人持ち主の方ですね、管理ということですので、そちらの方でお願いをしなければならないと思っておりますので、よろしくお願いします。荒らすと言う訳にはいかんでですね管理だけはしてもらう。ほかに何かございませんか。ないうございましたら、報告第3号をこれで終わりたいと思います。続きまして、報告第4号許可不要転用届の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願い

いたします。

○事務局長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 ページが 11 ページと 12 ページになります。日程第 7、報告第 4 号、許可不要転用届の報告について、令和 3 年 5 月 12 日提出となっております。番号が 1 番から 6 番まで転用届出者はすべて熊本県です。転用事由といたしましては、1 番 2 番 3 番が県道人吉水上線道路改良事業分となっております。それと 4 番につきましては、県道錦湯前線道路改良事業です。5 番につきましては、県道梶屋多良木線道路改良事業です。許可不要転用該当事項にいたしましては、農地法第 5 条第 1 項第 1 号となっております。こちらが 1 番から 5 番です。それから 6 番ですけれども、転用事由といたしまして、多良木台 2 地区の土地改良事業分となっております。許可不要転用該当事項につきましては、土地収用法第 3 条第 1 項第 5 号となっております。6 番の分につきましては 13 ページの方に一応内訳を入れております。以上報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、報告第 4 号をこれで終わります。続きまして、日程第 8、次回総会に伴う事前調査委員の指名をいたします。次回の事前調査を 6 月 9 日、水曜 9 時から、総会を 6 月 10 日、木曜 9 時から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。調査委員を 8 番委員、14 番委員、15 番委員にお願いしたいと思いますが、御三方よろしいでしょうか。はい、お願ひいたします。それでは事前調査を 6 月 9 日、総会を 6 月 10 日に行われますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局長 はい。それでは、令和 3 年度第 2 回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。